



長野県内 14 市町村に災害救助法を適用しました

7月3日からの大雨により、長野県では多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、特別警報が発表されている県内 14 市町村に災害救助法を適用しました。

1 適用市町村

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下條村、
売木村、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、大桑村

2 適用時期

令和2年(2020年)7月8日(水)

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

危機管理部危機管理防災課危機管理係
(課長)布山 澄 (担当)池田 光
電話: 026-235-7408 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 5209
FAX: 026-233-4332
E-mail bosai@pref.nagano.lg.jp